

令和8年度支部事業計画(案)



令和 8 年 1 月 20 日
全国健康保険協会富山支部

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の 盤石化	<p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施するとともに、より一層職員の意識改革を促進する。 ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。
	<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 また、平均所要日数7日以内を維持する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 ・加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるようコールセンターの拡充を踏まえ、支部の受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 ・電話や窓口による相談で多言語化した各種記入の手引きを活用するとともに多言語化対応を行うことにより、国際化への対応を進める。 ・お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ・ホームページに導入しているチャットボットの活用について、加入者に周知を図り、加入者の利便性向上を図る。 ・マイナ保険証の問い合わせに対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。 <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 　　2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 　　3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする</p>
	<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。 また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。 <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスターを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努める。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。 ・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調査及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。 ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。 ・職員のスキルアップを図るため、債権管理・回収事務に係る伝達研修（勉強会）を実施する。 ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする <p>(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p>
--	---

	<p>① マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 <p>② 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和 8）年 1 月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。
--	---

【重要度：高】

マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めしていくことで、加入者 4,000 万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>(1) データ分析に基づく事業実施</p> <p>医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・複数の近隣支部の分析担当者間で課題やスキル・知識及び取組を共有し各担当者の能力の底上げを図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>(2) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>ア. 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とした第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）の中間評価を行い、後半期は実効性の高い計画を策定する。</p> <p>イ. 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部保健師が全国研修やブロック単位による研修に参加（実施）すること等により、契約保健師及び管理栄養士を含む特定保健指導実施者の更なる資質向上を図る。 ・契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割を踏まえ、特定保健指導や事業所支援等保健事業の取組を進める。
--------------------------	---

	<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>ア. 被保険者</p> <p>(ア)生活習慣病予防健診</p> <p>〈実施勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。・被保険者に対する人間ドック健診の創設をはじめ、20・25・30歳の若年者への生活習慣病予防健診の対象拡大も含めた受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機とした、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも実施する。・前年度生活習慣病予防健診未受診であった被保険者個人に対し、生活習慣病予防健診や人間ドック健診創設の案内を送付する。・乳がん、子宮頸がん検診の受診啓発を行い、生活習慣病予防健診の受診者数の向上に繋げる。 <p>(イ)事業者健診データ</p> <p>〈取得勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者健診データの取得促進に向けて、富山労働局のほか関係団体等と連携し、事業主への働きかけを実施する。・事業者健診データが健診機関を通じて確実に提供されるよう、外部委託を活用した取得勧奨を実施する。また、関係団体等と連携し生活習慣病予防健診の実施率が低い事業所に対し、提供依頼書の新規取得及び事業者健診データ取得勧奨を実施する。・2025年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。 <p>イ. 被扶養者</p> <p>特定健康診査</p> <p>〈実施勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">・被扶養者の特定健康診査実施率向上のため、被扶養者を対象とした集団健診を開催するにあたり、集客効果が高い会場の選定や無料オプション検査（骨粗鬆症健診、眼底検査等）を選択可能とする予防健診の充実を図る。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体及び健診機関と連携し、特定健診とがん検診の同時実施会場を設け、被扶養者が受診しやすい環境を整備する。 ・宣言事業所の事業主と連携し、従業員の被扶養者（40～74歳）に対する受診勧奨を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>
--	---

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

〈保健指導の実施勧奨対策〉

- ・健康宣言事業所等から実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・遠隔面談等のICTを積極的に活用すること等により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- ・検診車で健診を受け、特定保健指導の対象とした者に対し、健診当日の遠隔による特定保健指導の初回面談分割実施を行い更なる利用拡大を図る。
- ・特定保健指導該当者を減少させるため、前年度の特定保健指導対象者及び35～39歳の血糖リスク保有者に対し、健診3か月前に生活習慣改善等を促す勧奨を実施する。
- ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。また、健康意識が高まる健診当日に、健診・保健指導が一貫して実施できるよう、保健指導の初回面談を推進する。

〈保健指導の質の向上対策〉

- ・契約保健師、管理栄養士が実施する第4期特定健診・特定保健指導のスキルアップを図る研修を実施する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：34,292人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 37.5%（実施見込者数：12,860人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,017人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 26.3%（実施見込者数：268人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を37.5%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を26.3%以上とする
	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>ア. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果（血圧、血糖、脂質）で、「要治療」等と判断された受診者に対し、健診受診から1か月程度経過後、健診機関への委託による受診勧奨を行う。勧奨後、医療機関を受診していない者に対して、電話、文書により医療機関への受診勧奨を実施する。2025（令和7）年度から追加された胸部エックス線の検査項目においても健診機関への委託による受診勧奨を実施する。 <p>イ. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病未治療者及び治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い者に受診勧奨を実施する。また、自治体及び主治医と連携した保健指導を実施する。 <p>ウ. 「血圧、血糖、脂質治療薬」の服薬申出者における、健診結果が異常値を示す受診者への適切な治療への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 服薬申出を行っている健診受診者が検査結果で血圧、血糖、脂質の値が一定以上の方に対し、適切な服薬治療、治療中断者に対しては医療機関への再受診するよう文書による勧奨を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

ア. 健康経営の普及啓発

- ・自治体及び経済団体等と連携した事業主への啓発を行い、健康企業宣言を推進する。また宣言事業所に対し、訪問や電話による取組支援を行うことでStep1、Step2認定に伴う健康づくりの質の担保、向上を図る。

イ. 健康企業宣言事業の充実

- ・事業所健康度診断やインセンティブレポートを用いて、宣言事業所をはじめとする加入事業所における従業員の健康度の見える化を支援し、事業所全体の健康づくりに寄与する。
- ・宣言事業所に対する健康づくりの取組の一助として、ポスター・パンフレットの提供、富山産業保健総合支援センター等の支援内容の紹介を行う。
- ・富山県の健康課題の睡眠習慣の改善、運動習慣の改善や、全国共通の課題であるメンタルヘルス対策について、専門講師による健康講座を実施する。また、睡眠満足度に課題を持つ事業所には睡眠健診の受診機会を提供する。
- ・「とやま健康企業宣言」の宣言（認定）事業所について、新聞広告及びラジオにより事業所紹介を行う。

⑥ その他の保健事業

- ・血糖リスク及び運動習慣の改善に向け、過去に作成した動画等を活用したWeb広報を行う。
- ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業につなげる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会や事業所へ積極的に講師を派遣し、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題に着目したポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ・県内の地方自治体や教育委員会等と連携し、小学生等への健康教育に取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,140事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>（3）医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>ア. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2025（令和7）年7月診療分で90.1%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、引き続き、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。 ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況データを基に、医療機関や調剤薬局向けの個別通知を作成し、働きかけを行う。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ・地元新聞社が県内の園児、全小・中学校の児童および生徒とその保護者向けに配布する子育て世代向け情報誌を活用し、
--	---

	<p>ジェネリック医薬品の利用促進について周知する。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、導入状況等を県と共有し、地域の実情に応じた取り組みを県と連携して推進する。 <p>イ. バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 （※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」 <p>ウ. 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none">・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、WEB広告等を活用した加入者への周知・啓発を図る。・ジェネリック医薬品の利用促進を含めた上手な医療のかかり方について、子育て世代向け情報誌に広告を掲載する。 <p>ア～ウの取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p>
--	--

	<p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>ア. 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none">・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>イ. 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none">・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、県及び4圏域で開催される地域医療構想調整会議や医療審議会等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。・県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。
--	--

	<p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、ホームページ等の各広報媒体で周知広報を行う。また、特に支部の健康課題である血糖リスクや運動習慣について分かりやすく周知するために作成した動画コンテンツを活用し、効果的な広報を実施する。 <p>(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全支部共通の最重点広報テーマ「令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」や支部重点広報テーマ「医療費適正化」、「特定保健指導」、「ポピュレーションアプローチ」、「L I N Eの利用促進」について周知を図る。特に最重点広報テーマは本部が作成した広報資材を活用し、統一的な広報を行う。 ・協会の認知度向上を図るため、コミュニケーションロゴやタグラインを積極的に活用する。また、協会の愛称である「協会けんぽ」や社会的な役割（SDGs を含む）について、様々な機会を捉えて周知する。 ・加入者や事業主に広く情報を届ける手段として健康保険委員やメールマガジン、L I N E、協会けんぽアプリなど登録者数の増加を図る。 ・広報の質の向上に向けて、本部の研修に積極的に参加し、支部広報担当者の育成を進める。 ・納入告知書同封チラシ「協会けんぼとやま」、「社会保険とやま」や、メールマガジン、SNS（LINE 公式アカウント）により定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧で分かりやすいホームページの作成に努める。 ・健康保険委員を対象とした季刊誌の発行及び健康づくり等に関する研修会を開催する。 ・社会保険委員会と連携し、研修会等で広報を行う。 ・支部の健康課題についてニュースリリースを行うなど、マスメディアを活用した周知広報を行う。 ・保険者協議会、県、市町村や経済団体など関係機関と連携した広報を行う。
--	--

	<p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 79.6%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2 回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p>(5) 国際化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外赴任者に対して事業所と連携し、特定保健指導 ICT 面談を行う。
3. 組織・運営体制関係	<p>(1) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理を基本とした人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の課題に応じた支部独自研修を行うほか、通信教育講座による自己啓発を推進し、必要なスキルを習得する。 ・職員は個々の役割や責任を踏まえ具体的な取組目標を設定し、管理者は、目標の進捗状況を確認しながら適切な指導を行い、人材育成を図る。

	<p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。・職員が健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめとした働き方改革を推進する。 <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、連携のより一層の強化に向けて、支部に若手主体の3つのチームを設置し、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組む。・社内報を通じて、支部内での情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。 <p>⑤ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取り組みを徹底する。・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 <p>(2) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・的確な業務遂行のため実効性の高い自主点検を実施する。 <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 <p>④ 災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 <p>⑤ 事務処理誤り防止の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部全体朝礼、グループミーティング、各種会議を通じ、事務処理誤り防止に向けた職員の意識醸成を図る。 ・事務処理誤りが発生した事案については要因を深堀りのうえ、効果的な再発防止策を策定し、全職員が必ず徹底するよう周知徹底する。 ・外部委託事業者との契約締結時に事務処理誤り防止策を聴取し、その対策が徹底されているか定期的に確認する。 <p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ・システム機能を活用することで会議資料等のペーパーレス化を推進し、経費の削減と事務の効率化を図る。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>
--	--